電子的医療情報連携体制整備加算に係る院内掲示

当院は、オンライン資格確認を行なう体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

当院は医療 DX の推進に伴い下記の加算を算定しております。

【電子的診療情報連携体制整備加算 2（初・再診時)】

○　初診時（1ケ月に1回）　　9点

○　再診時（1ケ月に1回）　　2点

【電子的診療情報連携体制整備加算 1（入院基本料等加算)】

○　入院初日　　１６０点

※　マイナ保険証の利用の有無にかかわらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和8年11月1日

病院長

京丹後市立弥栄病院